

人種差別扇動のヘイトスピーチを許さず、 李信恵さんの「反ヘイトスピーチ裁判」 を支援する東大阪の集い

2015年
2 / 21 土

時間：18:30～（18:00開場）

会場：東大阪市民会館・大集会室（3階）
（東大阪市永和2丁目1-1）

2014年8月、国連人種差別撤廃委員会は日本政府に対して、ヘイトスピーチ問題に法規制や人種差別撤廃法の制定の要請まで踏み込んだ勧告を行いました。つまり国際的には、日本では人種差別が日常的に行われているにもかかわらず、それが放置されている国であると認識されているのです。

「言論の自由」の前に腰折れの状況が続くのを、私たちは座視することはできません。また大阪高裁に続き最高裁判所は、京都朝鮮学校への襲撃事件に「1200万円の損害賠償」で断罪しました。

東大阪市民である李信恵さんが起こした、インターネット上でのヘイトスピーチを食い止め、道路上で繰り広げられる差別扇動を止めるための裁判から、私たちは真摯に学ぶ必要があります。



■国連人種差別撤廃委員会が日本政府へ下した勧告（2014年8月）

(a) 集会の場における人種差別的暴力や憎悪の煽動、また憎悪や人種差別の表明について毅然とした対処を実施すること。

(b) インターネットを含むメディアにおける、ヘイトスピーチの根絶のため適切な対策を講じること。
(c) 調査を行い、適切な場合には、そのような言動の責任の所在する組織及び個人を起訴すること。
(d) ヘイトスピーチの発信及び憎悪への煽動を行う公人及び政治家への、適切な制裁措置を実行すること。
(e) 人種差別的ヘイトスピーチの根本的原因についての取り組みを行い、人種差別につながる偏見を根絶し、国家・人種・民族グループ間の相互理解や寛容、友愛の情を育むための指導・教育・文化・情報発信における方策の強化を行うこと。

■最高裁判所が、京都朝鮮学校襲撃のヘイトスピーチ事件を「人種差別」と認定（2014年12月）

示威活動における発言は、その内容に照らして、専ら在日朝鮮人を我が国から排除し、日本人や他の外国人と平等の立場で人権及び基本的な自由を享有することを妨害しようとするものであって、日本国籍の有無による区別ではなく民族的出身に基づく区別又は排除であり、人種差別撤廃条約1条1項にいう「人種差別」に該当するといわなければならない。

《講演と報告》

- 講演：「^{リシネ}李信恵さんの裁判に寄せて ～何が問われているのか」
講師：上瀧浩子弁護士（京都弁護士会所属弁護士）
- 訴え：「反ヘイトスピーチ裁判に向けて」^{リシネ}
講師：李信恵さん（フリーライター）
- 報告：「ヘイトスピーチをめぐる最近の動き」
^{キムクワンミン}
報告：金光敏さん（NPO法人 コリア NGO センター）

資料代（カンパ）：500円

■主催：「反ヘイトスピーチ裁判」を支援する東大阪の集い実行委員会

（事務局：NPO法人 東大阪国際共生ネットワーク E-mail：kokusaiks@e-sora.net）

原告・李信恵さん（東大阪在住）のコメント

（「#安寧通信 2014.10.7」より抜粋）

8月18日、「在日特権を許さない市民の会」（在特会）と同会の桜井誠会長、まとめサイトの保守速報に対し、損害賠償を求める訴訟を大阪地方裁判所に起こしました。

今回、提訴した理由は二つ。一つは、ネット上のヘイトスピーチを食い止めるため。自分自身もずっとインターネット上でヘイトスピーチに苦しめられており、とりわけ2ちゃんねるなどの差別発言をまとめた、いわゆる「まとめサイト」は悪質でした。

もう一つは、ネット上に留まらないヘイトスピーチ、路上に飛び出した在特会を代表とする「行動する保守団体ら」について。彼、彼女らを扇動したのは誰だったのか。在特会を代表とする「行動する保守団体ら」の代表は、まとめサイトの管理人と同様、自らは安

全な場所において若者らの憎悪を煽り、将来をめちゃくちゃにしました。

在日韓国・朝鮮人であること、女性であることで標的とされて来ましたが、同様な思いを、もう他の誰にもさせたくありません。今回の訴訟を契機に、さらにインターネット上や路上でのヘイトスピーチに歯止めがかかれば、議論が深まればと願っています。

今は辛いことも多いけど、「この日本で、在日韓国・朝鮮人として、女性に生まれてよかった」いつか心の底から、そう思いたい。誰もが「生まれてきてよかった、生きることって時々しんどくて面倒くさいけど、それでも素晴らしい」そう云って支え合い、笑える社会を作りたいです。そこに、差別はいりません。裁判、最後まで頑張ります。

上滝浩子弁護士（京都弁護士会所属弁護士）のコメント

（「#安寧通信 2014.10.7」より抜粋）

李信恵さんから、在特会等と保守速報を訴えたいという相談を受けたのは、2013年秋である。私は、この時初めて、彼女に対して投げつけられた膨大な罵詈雑言を見た。それは、在日韓国・朝鮮人ということ、女性であることを侮辱し卑しめる言葉の連続であった。

日常的に、このような言葉を浴び続けることは、どんなにか苦痛であろう。まして、彼女は、感受性が豊かで思いやりがある一方で、人一倍傷つく人でもあるのだ。裁判では、全てのことが公開で行われまた、どんなにか傷

つくかもしれない、怖い思いもするだろうと懸念したが、彼女の決意は固かった。

李信恵という個人の後ろには、沢山の在日韓国・朝鮮人と女性の、声にならない声がある。彼女の提訴は、オモニたちの勇気と希望を引き継いでいる。そしてさらに、あとに続く人たちに勇気と希望を引き継いで行くことを確信している。私たち弁護士も、彼女とともに、勝利をめざして走りたい。

沢山の人が、李信恵とともに走ってくれることを心から望んでいる。



▲いずれも「#安寧通信 2014.10.7」より